

1 2 月 2 0 日 (第 4 号)

平成24年第5回豊能町議会定例会会議録目次

平成24年12月20日（第4号）

出席議員	1
議事日程	2
開議の宣告	3
（議案の撤回許可）	
第50号議案 豊能町立農村婦人の家設置条例の廃止の件	3
（議案の訂正許可）	
第54号議案 平成24年度豊能町一般会計補正予算の件	3
（提案理由説明・質疑・討論・採決）	
第54号議案 平成24年度豊能町一般会計補正予算の件	3
第56号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件	4
第57号議案 職員の退職手当に関する条例等改正の件	7
第58号議案 豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について	19
第59号議案 平成24年度豊能町一般会計補正予算の件	20
第5号議会議案 豊能町議会会議規則改正の件	21
第6号議会議案 豊能町議会委員会条例改正の件	22
第7号議会議案 豊能町議会政務調査費の交付に関する条例改正の件	22
議会活性化特別委員会の閉会中の所管事務調査について	23
散会の宣告	24
自然閉会	24

平成24年第5回豊能町議会定例会会議録（第4号）

年 月 日 平成24年12月20日（木）

場 所 豊能町役場議場

出席議員 14名

1番	橋本 謙司	2番	井川 佳子
3番	高橋 充徳	4番	岩城 重義
5番	小寺 正人	6番	山下 忠志
7番	永並 啓	8番	竹谷 勝
9番	福岡 邦彬	10番	秋元美智子
11番	平井 政義	12番	高尾 靖子
13番	西岡 義克	14番	川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	田中 龍一	総務部長	乾 晃夫
教 育 長	小川 照夫	建設環境部長	川上 和博
生活福祉部長	上林 勲	教 育 次 長	桑田 良彦
上下水道部長	高 秀雄	会 計 管 理 者	上西 悦子
消 防 長	西本 好美		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	乾 利昭	書 記	杉田 庄司
書 記	高橋 欣也		

議事日程

平成24年12月20日（木）午後1時開議

- 日程第 1 第50号議案 豊能町立農村婦人の家設置条例廃止の件
- 日程第 2 第54号議案 平成24年度豊能町一般会計補正予算の件
- 日程第 3 第56号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件
- 日程第 4 第57号議案 職員の退職手当に関する条例等改正の件
- 日程第 5 第58号議案 豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について
- 日程第 6 第59号議案 平成24年度豊能町一般会計補正予算の件
- 日程第 7 第5号議会議案 豊能町議会会議規則改正の件
- 日程第 8 第6号議会議案 豊能町議会委員会条例改正の件
- 日程第 9 第7号議会議案 豊能町議会政務調査費の交付に関する条例改正の件
- 日程第10 議会活性化特別委員会の閉会中の所管事務調査について

開議 午後1時01分

○議長（福岡邦彬君）

皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は14名であります。
定足数に達しておりますので、これより
本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり
でございます。

日程第1「第50号議案 豊能町立農村
婦人の家設置条例廃止の件」は、豊能町議
会会議規則第20条第2項により、議案撤
回請求があり、豊能町議会会議規則第20
条第1項の規定により、議長において許可
し、当該日程第1を欠番とする旨、報告い
たします。

日程第2「第54号議案 平成24年度
豊能町一般会計補正予算の件」は、豊能町
議会会議規則第20条第2項により、議案
訂正請求があり、豊能町議会会議規則第2
0条第1項の規定により、議長において許
可する旨、報告いたします。

日程第2「第54号議案 平成24年度
豊能町一般会計補正予算の件」を議題とい
たします。

提案理由の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

第54号議案、平成24年度豊能町一般
会計補正予算の件について、御説明申し上
げます。

補正予算書の1ページをお願いいたしま
す。平成24年度豊能町一般会計補正予算
（第5回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出
予算の総額に、1億7,135万1,000円
を増額し、歳入歳出予算の総額を63億1,
409万7,000円とするものでございま
す。補正の款項の区分及び金額並びに補正

後の金額は、2ページから3ページの「第
1表歳入歳出予算補正」によります。

それでは、今回の補正の内容について、
まず、歳出から御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の基金
管理事務事業であります。平成23年度
決算により、前年度繰越金が確定いたしま
したため、前年度繰越金の2分の1と今回
の補正における余剰金を財政調整基金に積
み立てるものでございます。

次に、徴税费、賦課徴収費の町・府民税
課税事務事業であります。還付金が当初
の見込みを上回ると予想されるため、3月
までに見込まれる還付金相当額を増額する
ものでございます。

次に、民生費、社会福祉費、老人福祉セ
ンター運営費の老人福祉センター管理運営
事業であります。府補助金を活用して、
永寿荘、豊寿荘の施設と備品を整備するも
のでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

後期高齢者医療費の後期高齢者療養給付
費負担金事業であります。平成23年度
分の広域連合負担金の精算に伴い、その不
足分を増額するものでございます。

次に、児童福祉費、児童措置費の子ども
手当支給事業でございます。実績に伴い
不用額を減額するものでございます。

次に、11ページの衛生費、保健衛生費、
予防費の予防接種事業であります。国の
制度改正により不活化ポリオワクチン及び
4種混合ワクチンの接種が始まったことか
ら、その必要経費を増額するものでござい
ます。

次に消防費、常備消防費の常備消防活動
事業であります。新規採用する職員2名
に貸与する被服、装備品の経費を増額する
とともに、備品購入の実績に伴い不用額を

減額するものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

教育費、中学校費、学校管理費の中学校運営事業であります。来年度入学予定者の生徒が車椅子での移動を必要とするため、車椅子のまま階段を昇降できる機器を購入するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

続いて歳入の説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の児童措置費国庫負担金と、次の府支出金、府負担金、民生費府負担金の児童措置費府負担金であります。歳出の子ども手当支給事業の不用額の減額に伴い減額するものでございます。

次に、府補助金、民生費府補助金の老人福祉センター運営費府補助金であります。歳出のところで申し上げました永寿荘、豊寿荘の施設・備品の整備に対して交付されるものでございます。

8ページをお願いいたします。

繰越金であります。平成23年度決算により、前年度繰越金が確定したために増額するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第54号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第3「第56号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

第56号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件について説明をさせていただきます。

本件につきましては、人事院における一般職の職員の給与に関する法律の改正に関する勧告の趣旨等を踏まえ、一般職の職員の給与の改定を行うものでございます。

改正の内容といたしまして、50歳代後半層における給与水準の上昇を、より抑制するため、昇給制度の見直しを行うもので、第9条第3項を改正し、55歳を超える職員の昇給の号給数について、これまで2号給とすることを標準としていたものを昇給しないよう措置するとともに、附則における特例としまして設けておりました住居手当及び通勤手当の引き下げに関する規定について、本条の本則において規定するよう改正を行うもので、住居手当については第14条の3を、通勤手当については第15条を、それぞれ改めるとともに、附則中第20項及び第21項を削除するものでございます。

なお、この条例は平成25年1月1日から施行するものでございます。

今回の改正による影響額は、今年度の該当職員は25名でございますけれども、1年間を通じて約45万円の減額となるという予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。
岩城議員。

○4番（岩城重義君）

4番岩城です。
この条例ですけれども、これ人事院勧告とあるんですけれども、これ今、この改正をしない場合、どのような影響があるでしょうか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。
乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

今回の給与改定を行わなかったときの影響でございますが、国のほうからは今人事院の勧告の趣旨に従ってですね、地方公務員も従うようにというような通知が、総務省のほうから参っております。

額的には少ないですけれども、これを実施しないということになれば、特別交付税等で一定裕福な団体であるというふうな認定が受けれてですね、指導といいますか、そういった交付税に影響がされるのではないかとこのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

岩城議員。

○4番（岩城重義君）

それでは、2回目ですけれども、その特別交付税、また交付税に影響があるから職員が、その分、被害をこうむるということでいいんでしょうか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。
乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

地方公務員法上、一定、社会の状況に応じて給与を適正にするという条項がございまして、国の給与と民間の給与の較差、今回については、わずかでございますけれども、55歳以上の昇給を停止ということでされてはおりますけれども、影響は当然、出てくるものというふうに思っております。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにもございますか。
高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

これは、豊能町の職員組合のほうでは、どのように説明して、どのような話し合いになったのか。妥結したということで、これ取り上げて、提案されてきたのだと思いますが、その内容についてですね、すんなりとはいってないとは思いますが、その内容について、ちょっと条件があったんじゃないかと思っておりますので、お聞かせください。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。
乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

組合交渉の内容でございますけれども、事務折衝を2回、それから役員交渉を2回行いまして、最後、町長との団体交渉を行ったわけでございます。

この中で人勤と、それから、退職手当の二つについて、今12月に提案をしたいという申し入れを行いました。職員組合については、財政再建計画の見直しで、今現在5%の給与カットをしているということで、到底認められないという、初めはそういう話でございましたけれども、最終的には財政再建計画をこしらえました平成22年の時点ですね、職員の給与を5%カットという条件のときに、3年経過したときに再度、人件費については見直しをするという

ことが、前池田町長との間で締結をされまして、財政計画の中に5%のカットというものを盛り込んだところでございまして、今回、平成24年度の決算の状況を見てですね、職員組合と人件費の取り扱いについて、再度、交渉をするということで、職員組合のほうも御理解をいただいて、今回の提案に至ったというのが現状でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

見直しというお話ですが、その見直しについて、その見直しの内容も、いろいろとお話があったんじゃないかと思うんですけどもね。現在、自主的な5%を削減、豊能町としてやっているということですけど、その上に今回、出てきておるわけですけども、来年の、その決算時までは、これがもし通ればですね、負担がふえるという話になるわけですけども、それまでは了解があったということと、それから、その見直し、9月の決算時の見直しによって、じゃあ今後はどのようにしてほしいという、そういう要求もあったんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

職員組合からの要求はですね、5%カットしているやつについては、戻してほしいという基本的な考え方を持っておられます。

これについては、財政状況、今後の税収状況等も勘案して、再度、人件費をどういうことにするかということに。例えば、それを引き続き2年間はやるか、あるいは減額するか、あるいはまた、多くするかということについては、改めて話し合いをする

ということで了解を得たというふうに思っております。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

よろしいですか。

ほかにございますか。

井川佳子議員。

○2番（井川佳子君）

お一人当たり、月1,100円と承ったような気がするんですけども、もう5%カットしてますので、もうそれは十分クリアしていると思います。

ですから、これをですね、国のほうに、もう既にカットされてますということを伝えるだけで、そのペナルティーがなくなるんではないかと思うんですけど、その考えについてお答え願います。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

職員の給与のカットというのは、平成22年度以降、豊能町の財政を見たときに非常に逼迫するということから、財政再建に陥る可能性があるということから、豊能町の独自の問題として、給与の削減を行っているということでございます。

国の人事院勧告制度というのは、民間と、それとの、公務員との差という形で、社会情勢の適用ということが地方公務員法ではうたわれておりますので、これはこれとしてですね、別に考えていかなければならない問題だというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

井川佳子議員。

○2番（井川佳子君）

前もって引かれているのに、また人事院

勧告に合わせて引かれるという、何かイメージ的に二重引きされているようなイメージがあります。

やはり、何というんですかね、職員の皆さんのその対価としての給料があるわけで、そこからまた下がると、士気が下がるんじゃないかと私は思われるんですけど、そういうことについてはどうお考えですか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

職員の士気が下がるんじゃないかということでございます。これ確かに言われるとおりに、士気は下がってくるだろうというふうには思っております。

ただ、職員組合とも約束をしておりますけれども、財政再建上の人件費等については、3年後に見直すということになっておりますので、そのときにですね、十分、職員組合とも納得していただけるような話し合いをしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

岩城重義議員。

○4番（岩城重義君）

4番、岩城でございます。

この議案に対して、反対の討論をいたします。

このような、デリケートな問題が、今回、この日に、追加議案という形で出てくるとは思いもよりませんでした。

やはり常任委員会で審査すべき事項であると考えております。また、55歳以上、

以下で人を差別するような議案には、憲法に抵触するおそれがあるため、この議案に対して反対をいたします。

よろしくをお願いします。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成方は起立願います。

（多数起立10：3）

○議長（福岡邦彬君）

起立多数であります。

よって、第56号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第4「第57号議案 職員の退職手当に関する条例等改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

第57号議案、職員の退職手当に関する条例等改正の件について、説明をさせていただきます。

本件につきましては、国において施行される国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の改正内容に準じ、職員の退職手当の支給水準の引き下げを行うものでございます。

改正の内容といたしましては、民間の退職手当との支給水準の均衡を図るために、条例上、設けられている調整率を引き下げるとともに、引き下げた調整率については、退職理由や勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用するよう措置するもので、条例の附則や一部改正条例の附則を改正し、

附則中に100分の104として設けられております調整率を100分の87とするとともに、調整率を全ての職員に適用するよう、附則中に設けられた勤続期間や退職理由に関する規定を整備するものでございます。

また、この条例は平成25年1月1日から施行するもので、経過措置として調整率については、段階的に引き下げることにしております。

なお、この改正によりまして、職員の退職手当の支給額は段階的に引き下げられることとなり、平成26年7月以降、退職金の支給は、一人当たり約380万円減額される見込みとなっております。全職員に与える影響額といたしましては、8億7,800万円になるというふうに思っております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。

井川佳子議員。

○2番（井川佳子君）

今、先ほどから言っているように5%カットされてますが、その計算としてですね、それは適用されるのかどうか、質疑いたします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

退職手当の計算上ですね、今現在5%の引き下げを行ってる分については対象外でございますので、もともとの給料に対して退職金の算出を行うということになっております。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

岩城重義議員。

○4番（岩城重義君）

これ職員対象となっておりますけども、特別職は対象に入っておるのでしょうか、町長以下。お願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

一般職の職員のみでございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

岩城重義議員。

○4番（岩城重義君）

それと、この施行期日ですけども、本来4月1日からなるのが普通ではないかと、私、勝手に思っておるんですけども、この1月1日にしましたらね、今実際、退職しようかいなと思ってる方が、なかなか選択の余地がなくなってしまうと。1月1日やからね。あともうちょっとしか12月ありませんのでね。これをですね、この4月1日にしなかった理由というのはどこにあるのでしょうか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

この経過措置等の期日でございますけれども、これについては、国に準じてやったところでございます。

これは、例えば3月、あるいは5月とかいうてやりますと、対象者がいろいろと影響してくるということがございますので、基準は国の期日を合わせてやったということでございます。どこの市町村も、この期日で、12月に提案したところはそういう形にしているというふうに認識しているところでございます。

○議長（福岡邦彬君）

岩城重義議員。

○4番（岩城重義君）

別によその市町村に合わすこともないと思うんです。豊能町の場合は、豊能町で独自でやっていただくほうが、その地方分権、地方分権と今、言うてますのでね、そういうことはできないものでしょうかということをお教え願いたいんです。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

独自でやろうと思ったらできんことはないと思いますけれども、例えば、これを4月1日適用とかいうふうにやりますと、例えば今年度、退職する職員が対象にならないとかいうことで、いろいろと設定する月月によって対象者が違ってくるといことがございますので、ここは国と同じく基準日を合わせたところがございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございますか。

橋本謙司議員。

○1番（橋本謙司君）

今、ちょっと本件とは若干ずれるかもわかりませんが、先ほど特別職については、本件、このあれとは関係ないということでしたけれども、そのあたりも踏まえて当然、一般職をするということは、特別職もするというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えします。

私につきましては、今回の提案の内容も

聞き、また、組合交渉している中で、職員組合の皆様にも御承諾いただいたことも受けて、私としては退職金の引き下げのことについては、今後、検討してまいりたいと思っております。

○議長（福岡邦彬君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

提案の理由についてなんですけども、官民較差を埋めるために引き下げるんだということですね。

この民間の数字をどの程度見込んでいるのかということもありますし、それが理由であるんならば、この職員、各自自治体によっても違っているわけですよね、給与がいろいろと、多いところもあれば、見比べてみて。

そういう中で、官民較差を埋めるために引き下げるということが理由なんですけども、となると今回の100分の104を100分の87に下げてますね。これというのは、豊能町独自ですか。それとも、これそのものが、もう通達なり何なりがあった数字なのか、そこをお伝えください。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

今回の改正につきましては、国では国家公務員の退職の給与の給付水準の見直し等のために、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律がされたところなんでございますけれども、これのもとにつきましては、ちょっとすみません。

すみません。国において、共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議の報告というのがございまして、その主な内容につきましては、人事院の調査結果に基づいて、官民の較差を是正すべきであるという

ことで、この較差につきましては、公務員の場合、退職金として2,707万1,000円から2,304万5,000円に引き下げる。較差といたしまして402万6,000円が、較差があるということで、これを引き下げなさいというふうに国のほうに有識者会議からの報告があったということで、これを受けまして、内閣において閣議決定をされ、国のほうに法律を提案されて可決されたということでございまして、町は国家公務員並みに引き下げてきたということでございます。

今まで、豊能町の給与につきましても、人事院勧告どおりにやっておりますので、一定、国の給与水準とはあまり変わらないというふうに思っているところでございます。

○議長（福岡邦彬君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

念を押しますが、豊能町は国の給与水準と変わりませんか。

私は、今回の、この官民較差を埋めるという理由の中でね、退職金が、総額やっばり380万円というのは非常に大きいと思うんです。大き過ぎるような気がするんですね。となると、この100分の104、これが100分の87、この数字というものは、そのまま丸々、今の御説明ですと受けたようなふうに聞こえましたんで、これはやっぱり豊能町独自で、やはり考えて提案するということはできなかったんですか。

それとも、さっき念を押しましたように、国の水準と豊能町も同じですか。ここの近隣自治体と見ても、決して豊能町の職員の給与は多いと思いませんので、そのあたりの御答弁をお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

豊能町の給与水準でございますけれども、ラスパイレス指数からいきますと、92%前後でございます。これは5%の削減をしているから、そういうことでございます。

今現在、国においても平均7.8%の給与カットを、2年間でございますけれども、されております。これと比較をいたしましたら、99.6%ぐらいだったというふうに思っております。

ですから、給与をお互い、片方は5%、片方は7.8%ですけれども、おおむね近い数字にあるというふうに思っております。

ただ、いろんな給与手当等がございまして、国とは少し違うかもわかりませんが、本俸等の取り扱い等については、国の基準どおりにやっているというふうに思っております。

近隣のところについても、国の今回の改正の基準どおり、提案をされているところは、それで提案をするというようなことを聞いているところでございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

近隣がですね、国の提案どおり、よその自治体が100分の104から100分の87、この数値に関しては、そのまま受け入れたとしても、私は元のね、計算の母体がちょっと違うんじゃないかなと思ってるんです。それがあくまでも国の水準どおりだとおっしゃるんだったら、そうなのかなと、受け入れることになるんですけども、果たして近隣自治体と比べて、豊能町、そんなに多く、給料が高いとも、むしろ低いんじゃないかなと、そこにきてね、この下げ率というのは、ちょっと非常に厳しいも

のがあるんじゃないかなと。

ただ、その言うように職員組合と話して、国の水準だってことが、皆さんの中で御納得いただければ、それまでのことなんですけども、そこの説明だけもう一遍お願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

近隣の市等の給与較差ということでお話ししますと、先ほども言いましたように、ラスパイレス指数で比べますと、他の近隣市というのは、大方100に近い、あるいは100を超えているというところがございしますが、豊能町の場合は92%ぐらいだったというふうに認識をしておるところでございます。

今回、国において民間との給与の較差というのはどういうふうにされたかと言いますと、企業の規模が50人以上の民間の企業で、6,314社を対象にして調査をされたというふうに聞いております。

その結果、国では約2,900万円の退職金に対して、民間では約2,500万円の退職金という結果が出て、今回の調整率の引き下げというふうになったものというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございますか。

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

公務員の給与引き下げというのがですね、民間の、やはり給与引き下げに影響するというのが今、大きな団体の組織ですね、言われております。この負のスパイラルということで、地域経済の影響など、この法案の問題は多岐にわたっているということが

今、大きな問題になっているんですけれども、そうした問題を含んだことをですね、この豊能町において、長年働いてきて、やっと、この仕事を終わると、しかし、再任用はもう凍結されて解凍されていない。

そうすると、退職して年金が出るまでの間、本当に退職金を食いつぶしてしまうという、そういうふうなことも懸念されて、大変これあっちこっちの労働者、自治体のほうでは反対運動も起こっております。そういうもとの、この豊能町の職員組合でも同じことが言われていると思うんですけども、先ほどの職員組合との話し合いの中で、この退職の問題については、これは、どのように話しされてきたのかですね、これは全く関係なかったんですか、その点ちょっと伺いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

先ほども御答弁をさせていただきましたけれども、職員組合との交渉につきましては、退職手当の引き下げと、それから人勧によります定昇のストップというやつについては、二つ一緒にお話し合いをさせていただきました。その中で、先ほどの職員組合との話し合いの結果になったということでございます。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

話の結果は、そういうことでありますけれども、これは11月16日に前政権がですね、国家公務員の退職手当削減法案を400万円以上を一気に強行採決するということなんですけれども、審議の内容といいますと、1時間と45分で終わってしまったと、

そういう内容で全く国民の生活がどんななるかと、経済が低迷している中で、そういう問題が大きく取りざたされている中で、今、政権が変わった中でも景気回復という問題で随分、選挙もあったわけですがけれども、そういうもとで、すぐには経済はよくなるというのを今、経済関係の人が言っておりますけれども、これこそ国民犠牲の露払いとして強行された、この法案だったということが言われているんですけれども、民間の団体は、やはり公務員の給料が引き下げられたら、私たちも、給料も引き下げの対象になってくると、それと退職手当についても連動してくるということで、本当に深刻な問題として、今まだまだ交渉の段階のところもあるわけなんですけれども、こうした公務員バッシングを利用しての悪政の進め方ということが、今、言われているわけですので、この点ね、それに追従するという豊能町のあり方にも、私は問題があると思うんですけれども、こういうことについては、再任用を、じゃあ解凍するという話にはならないのかどうかですね、その点は今後はどうお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

国会ではですね、議員がおっしゃるとおり、11月16日にすっと通ってしまったというのが現状でございますけれども、この調査自体はですね、平成23年8月ごろから、もう既に人事院において総務省、財務省、両方からですね、人事院に対して調査を要請されおきまして、その時分から調査をされてきたというふうに認識をしているところでございます。適正に判断を人事院ほうでされて、有識者会議で審議をさ

れたというふうに思っているところでございます。

再任用制度については、今現在のところ凍結の状態になっておきまして、それをやめるということは、今のところ考えておらないところでございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

今、先ほども申し上げましたけど、やはり経済低迷し、再来年から消費税増税という、これ経済が上向きになれば別ですが、そんなに政権が変わったからといってですね、すぐによくなるわけではありませんで、その点の問題が、大きくやはり国民生活、また、この豊能町の地域経済にも大きな影響があると、大阪経済にもですね、そういうことですので、こういうことを言うところちょっと酷かもしれませんが、町長の退職金も今、まだ検討も、まだしていらっしやらない、そういうもとで全く説得力のある、この提案ではないというふうにも思いますのですが、その点はどのようなふうにお考えなのか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

私の、今回こういった内容を提案させていただいて、職員組合の方ともお話しさせていただいて、その中で私、現在、検討しておるところでございます。

今、先ほどから答弁ありましたように、やはりこれ、職員の一般の分につきましては、一定国のほうで、人事院のほうで一定、定められてということでお話しておりますので、これにつきましてはやらせていただ

きたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

ほかに。永並啓議員。

○7番（永並 啓君）

まず、今後、検討、特別職の退職金については、今後、検討ということを答弁されてますけど、さきの私の一般質問におきましては、私は社会実情に応じて、大阪府知事が600万円ぐらいまで大きく、7割、8割減額し、それに準じて大阪市長までもが、そのくらい、その同額にまで、知事より多くもらうことはおかしいということで、そこまで下げている。そういったことを質問しましたが、町長の口からは豊能町の条例に従って受け取るというような、公約で述べていないと、そういうことをおっしゃられました。今のお話だと検討するということですが、それまでに、どういったあれで、意思決定の過程で考え方が変化されたのか、1点お聞きしたいと思います。

それと、あと提案理由については、国家公務員の退職給付の給付水準の見直しに準じて、豊能町は地方公務員ですから、それを見直していくという方向ですけども、では、やはり首長においても、首長の、町の町長の上位とは言いませんが、大阪府知事の退職金より多くもらうということが、これが正常な状況なのかということの、2点を、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

まず、1点目の、これにつきましては、先ほどもお話ししましたように、今回、当町の提案の内容、これを受け、また、職員組合との交渉をしている中で、職員組合の皆様にも承諾いただいているということもあ

りますので、私としても考えていきたいと思っております。それで検討したいというふうに考えております。

それともう一つ、知事、市長というお話ですけれども、私、これにつきましては、そこまでは考えておりません。ですので、その、知事、市長がやっているからといって、全ての市町村がやっているわけではございませんので、これは当町の考え方、私の考え方でいかせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

提案理由。よろしいですか。

もう答弁してもよろしいですか。

永並啓議員。

○7番（永並 啓君）

いや、あの、1点、提案理由でね、私が聞いているのは、国家公務員に準じて下げると言ってますので、それが矛盾しないかということなんです。

町長の判こを押されてますよね。それを提案理由の中でこう書いているわけです。それが今の答弁によると、知事、市長とは関係ない、ほかのところはしてないからいいんだというのではなく、大阪府の知事が大阪府の税金で、豊能町は大阪府ですよ。その税金で開かれた報酬審議会が、社会実情を考慮して、民間企業、いろいろ考慮した上で出した数字を、全く無視できるということが矛盾しないかということ聞いてます。それを1点お聞きしています。

それと、あと話をしていく中で、検討しなきゃだめと感じたというのは、私はもうだめだと思います。やはりリーダーですから。普通、どんな企業であっても、まずトップが下げる。そして、職員のほうが下げていく、順序が全く逆だと思いますね。そうしたら交渉の中で、じゃあ私も、こんだ

けにしますからというようなことがあったのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

まずは、その交渉の中で、私もこれだけにしますという話はなかったです。そういう話はしておりません。

（発言する者あり）

○町長（田中龍一君）

はい。それと、何でしたっけ…それにつきましては、私としては、私の考えの中で考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

ちょっとお待ちください。きちんとね、その件とか、今、助言があってね、その件じゃなしに、きちんと質疑に対して答えてくださいね。その件についてと助言してもらって、主語で答えても記録には何ら残りませんので、ちゃんと、きちんとした答弁をよろしくお願いします。

再度、永並議員申しわけないですけど、質疑していただけますか。

○7番（永並 啓君）

2回目でもいいですか。

○議長（福岡邦彬君）

2回目で結構です。

○7番（永並 啓君）

提案理由の中で、国家公務員の見直しに準じてとなっております。国家公務員の人事院勧告によって下げるから豊能町の地方公務員も下げるというふうに提案理由になってます。田中町長の判も押しています。というのと、では、特別職の退職金に関しては、独自の豊能町で決めるという考え方が、その矛盾しないのかということを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

この一般職員の退職金につきましては、国・府から要請があってということもございますので、こういった形で取らせていただいています。その私の、特別職につきましては、そういった要請もございませんので、私はこれを、国家公務員の、こういうことを勘案しながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

永並啓議員。

○7番（永並 啓君）

首長に要請なんてないですよ、どこも。どこの知事、市長も、みずから改革をするのであれば、先立ってという覚悟を見せるために、みずから下げてるんです。名古屋の河村市長、松井知事、橋下市長、みずからやるんです。それが田中町長についていく職員へのPR力、引きつけるリーダーシップにもつながるんじゃないかということも聞いてます。そういったことは考えないですかということも聞いてます。

先ほど、その話の中ではしてませんということですけど、だって、田中町長が言わないと出ませんよね、そんな話は。みずから自分の覚悟というかですね、それを職員に納得してもらうのであれば、こうだよ、こうだよと、私はこうするから一緒に頑張ろうよというようなものが、そりゃ田中町長が言わないと進みませんよ。私は、今後考えていきたい、要請がないからそれは知りませんじゃ、それは誰について、豊能町という船、どこへ行くのという形になると思うんですが、そこを再度お聞きしたいと

思います。

それと、先ほどの職員の給与に関しては、いろいろ、これについても、そうかもしれないですけど、交付税算入にいろんな影響があるということですけど、例えば財政難のところは、どんどん首長が退職金を減らしている。それで、じゃあ豊能町は従来どおり、知事の3倍ぐらいはもらっていると。それは、じゃあ豊能町、裕福じゃないのというふうな形にはならないのかを、また一度、確認したいと思います。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

ほかの市町村がですね、特別職が大きく下げているというのに、豊能町のほうが下げておらないというのについて、特別交付税等の影響はないのかということですが、これについてはちょっと直接的にですね、やってませんので、わかりませんねんけども、例えば、人事院と給与の決定、例えば勧告を、引き下げるようにとされているのかかわらずですね、やらないとか、そういったようなときには影響は多分してくると思いますけれども、今の現状では、ほかの首長の退職金、永並議員が言われた人以外のところについては、多少、豊能町というのは退職金自体は、少しほかの町よりも高いというところはございますけれども、ほかの市やらと比べますと大分差はあるというふうに認識しておるところでございます。

ですから、交付税が直接影響あるかどうかというのは今すぐにはお答えできないというふうに思っております。以上です。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

先ほど言われた、先立ってということにつきましては、私自身、公約に掲げて、まずは2割の報酬のカットということで、それはそれで、私は示しているというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

問いはね、退職金についてですから、退職金についての質疑ですから。前条例に戻らないでください。今は第57号議案で、今の答弁は第56号議案でございますので、第57号議案、退職金に限ってお答えください。

○町長（田中龍一君）

ですので、僕はトータルで考えておりますので、まずは報酬で、給与で、まずは示しているというふうに理解しております。

それと、今後、退職金については検討してまいります。

以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（福岡邦彬君）

ちょっとお待ちください。

再度、質疑を認めます。

永並啓議員。

○7番（永並 啓君）

同じことしか言ってくれないんですけど、質疑はそうじゃなくて、やはりリーダーですから、田中町長に職員はついていくわけですね、それでやはり普通、民間企業とかであれば、社長、重役がまず下げ、部長が下げ、最後ですよ、職員というのは。

やはり行政に関しても、財政難のところは、首長がみずから率先して下げてますね。ほかを見たら切りないですよ。下げてないところもいっぱいありますよ。でもそんなところ改革で全く注目されませんよね。改革で注目されているようなところは、田中町長

も改革をするんだと言って町長になりはったんだと思いますよ。それやったら、そういったところ、みずから率先して、リーダーが、みずから率先して、そういったことをしていくということが、リーダーシップ力ではないですかということなので、そこら辺に関してリーダーシップという観点からも、ちょっとお聞きしますので、答弁をよろしくお願いたします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

リーダーシップということについては、繰り返しになるんですけども、まずは、私は2割、給与の削減をしているということで、まずはリーダーシップを示していると思っています。

こちらの、もう一つの、退職金につきましては、ちょっとこれは後手になってしまいましたけれども、職員の皆さんに受けていただいておりますし、私としても、これは頑張っていかなければいけないということで、今回、答弁させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

この際、暫時休憩いたします。

2時5分、再開いたします。

（午後1時56分 休憩）

（午後2時06分 再開）

○議長（福岡邦彬君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに。平井政義議員。

○11番（平井政義君）

1点、この前の私、一般質問の中でもちょっと話しとったんですけども、やはり先ほど来からずっと話が出てますわな、この退職金について。それで、過去の議会とか、

全てのことから考えてですね、職員が、こんなに退職金を、16%ですか、引いていく中でですよ、何で特別職、今までだったら、今まで過去のことであれば、ずっとこれに特別職は何パーセント引かせていただきますとかいうのが、今までの教育長やら、前町長やらのときから、ずっと出ておった。それが、この職員だけにしわ寄せして、何で特別職がそのままいくんか。ちょっとその辺が私らわかりまへんねん。

何でかと言え、職員にそんだけのしわ寄せをいかすんなら、私はこれぐらい引いてでも、みんなのためにやりますというのが、町長、本来の指揮官違いますのんかいな。その辺をちょっと答弁してください。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

まず、職員の退職金が、今回カットになったというのは、私の記憶では、今回、初めてではないかなと。それに先立ってという考え方というのは、ちょっとこれまで、どうだったのかなというのは、それはわからないですけども。

（発言する者あり）

○町長（田中龍一君）

いや、まずね、職員の退職金を今回、要は減らすというのは、今回、初めてではないかなと思っておるんですけども、それがまず1点と。

で、そのリーダーシップというか、先ほど示してという話でいけば、これまで、そういうことはなかったの、私が、まずは、私が立候補したときには、そういう話はなかったのに、まずは2割、給与についてはカットしますということでリーダーシップを示したつもりですし、次に、今回、退職

金についての話がありまして、こちら上程させていただいて、話もしたので、その中で、私も今回、検討していきますという話でございます。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

平井政義議員。

○11番（平井政義君）

職員の話が、こういう形が出てきたと、ほんなら私も考えますという話だけで、自分の形としては何もまだ示されてませんわな。今後、これから考えていくだけであつてですな、何も今の話の中には浮いてないと。だから、みんなが理解しにくいんです。

職員の退職金の、この今カットが出てきた、16%カットする。そんな中でやったら、私もここの首長として、もっと君らのためにも、私らがみずからもっと身を削ってやっぱりやっていかんことには、財政再建なんか成り立たんという考えを持つのが、今の現状の町長違いまんのんかいな。その辺に立ってでっせ、職員の16%は出てるけども、私らは今、関係おまへんねん。そんなん違いますやろう。

それと、先ほどから、その各企業や、いろんな話が出てますわ。普通の企業へ行つて4年間で退職金ありますか。ゼロでっせ、ほとんどが。今の企業、どんな会社へ行つてもゼロでしょうが。それすら、私ら不思議に思うんですわ。

何ぼ特別職やから、また特殊な仕事であろうか知りませんが、退職金というのはやはり4年間の報酬の中の積み上げでいただく分ですからね。やっぱりその辺は自分らも考えて、それと職員の組合との話し合いでもやね、もっともっと深く考えていかんことには、やはり指揮官の下へついてきまへんの違いますか。その辺の考えは持って示すべきだと、私は思いますけどね。

その辺が、今のみんなが聞いておられる話のまとまらない部分だと思いますねん。指揮官としてやっぱり、いや私なら、これぐらいのことはやっていきたいというのを持っていくべきだと思いますけど、その辺どうお考えですか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えします。

私ならこれだけというのは、それについては、また、これからちょっと検討してまいりたいと思っておりますので、はい。今、職員と同じだけはしたいと思っております。はい。

（発言する者あり）

○町長（田中龍一君）

以上でございます。それと、あと先ほど4年務めてという話があったんですけども、これやはり特別職ということもございまして、やっぱり民間の例えば役員とかとなれば、それは、それ相応のこともあろうかと思っておりますので、それについては、一定理解があるのかと思っております。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

平井政義議員。

○11番（平井政義君）

これはね、個人が踏み切つて、個人が下げていく、私は、このようにしたいというのを出さん限りは、私らが決めることじゃないんですから。ただ、この議案に対して、このままで、私らがほんなら職員の退職金だけを16%引く、はい、賛成しますというて立てますか。その辺も問題になるんですよ。だから、リーダーシップというものは、私は、これは本当に気の毒や思う気持ちを持って接しなきゃだめなんですわな。

この議案一つ一つに対しても。

今の、そら町長から、さっきからずっとおっしゃっているのは、報酬の20%、20%言うて、力を入れて言うてはりますけども、そら池田前町長にしたかて、私、質問の中でもやりました。17%でしたわな。

そやけども、池田前町長は退職金、半額してはりますわ、あの人、自分で言うて、やりはりました。そういった意思が見えてこないというので、私は今ちょっとあえてちょっと質疑させてもろてますねん。

ただ、議案に対しての影響がなければよろしいよ。こんな今の話、ずっと聞いてとって、この議案に賛成してくださいいうたって、そらしてあげたい。町長の分は特別職やから知りません。そやけど、それとやっぱりセットとして考える人間が多数おると思いますんやわ。その辺も踏まえて、やはり進んでいくんだから、私はあえて質疑しました。もう答弁は結構です。

○議長（福岡邦彬君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

井川佳子議員。

○2番（井川佳子君）

私は、第57号議案に反対の立場で討論させていただきます。

今、現豊能町の職員の方は5%下げているらっしゃいます。でも、その元になる給料というのはですね、それはちゃんとした法律にのっとって給料表があり、当然いただいてもらうべき金額であります。それなのに5%引いてですね、効果額という、ちょっと酷な名前になりますが、1億円、1年、1億円下げているらっしゃるわけなんです。それにですね、さらにこれ案を通しますと、

何と8億7,800万円、このお金がですね、職員の皆様のとこじゃなくて、町のために使ったらという案もあるでしょうけど、あまりにも酷だと私は思いますので、私は、この議案には賛成しかねます。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございますか。

岩城重義議員。

○4番（岩城重義君）

第57号議案に反対の立場で討論をいたします。

（発言する者あり）

○4番（岩城重義君）

個人です。

○議長（福岡邦彬君）

静かにしてください。

○4番（岩城重義君）

この第57号議案ですけども、今、本会議場でいろいろ審議されましたけども、その審議のとおりやと思っております。やっぱり、私、町長に対しまして、別に退職金を下げなんか今まで一回も、町長がとおられてから一回も思ってなかったんですけども、この職員に対する、こういうやつをね、出される場合は、やはりみずから決断していただくというのが、やっぱり筋やと思います。その筋違いの、この議案に対しましては、反対を表明いたします。皆さんもよろしく願います。

（発言する者あり）

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございますか。

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

日本共産党の高尾靖子でございます。

第57号議案に反対の討論をいたします。

今回、提案されました議案に対して、民間労働者への引き下げ、圧力という負のスパイラル、地域経済への影響など、国会で

出された、この法案の問題が多岐にわたっております。その問題を、ここの豊能町において、提案されてきた問題として大きな問題が広がっていくものと考えております。

この、町長は、退職金は、まだ検討中ということでございますけれども、やはり先ほど総務部長からも答弁がありましたけれども、町職員の士気の問題、低下するというような話もありました。そういう問題も含めて、町長のみずからの退職金にはきちりと触れられていないところに大きな問題があると思います。

このことに関して、やはりこれからの問題として、私は賛成できないということで、反対の討論といたします。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございますか。

永並啓議員。

○7番（永並 啓君）

町政会を代表し、第57号議案に賛成の討論をさせていただきます。

先ほど、総務部長からも、いろいろ下げることによって、士気が下がるという答弁がされました。やはり下がるということは、職員の働く士気というものは下がる。それを下げないように努力する。これが町長のリーダーシップであると思います。

これまでの反対討論でありますように、やはり町長みずからが一定の割合を示すことが重要だと思っております。

さらに、私は、今回の提案理由にありますように、国に準じて地方公務員の退職金も下げていくということですから、やはり大阪府の豊能町ですから、大阪府知事、大阪市長の退職金に準じて、私は合わせるべきだと考えております。そうしていただくことを要望しですね、それとあと、私の先日的一般質問の中では、公約で言っていないから普通に受け取るということをおっし

やられましたけど、やはり今回、その考え方が若干修正されております。それは職員とのいろいろな議論の中で、私も下げなきゃならないというふうに感じられたとおっしゃられております。

でも、やはり改革派の首長たちは、みずから社会実情を感じた上で、それを率先して下げております。

やはり、新しい田中町長におかれましても、今の社会実情、4年間で1,700万円もらうということが、社会実情に応じて合っているのか、そういったことを肌身に感じて、人事院勧告が来たから検討するではなく、そういった社会実情をもっと敏感に感じた上で検討していただくということを、非常に期待して賛成とさせていただきます。

○議長（福岡邦彬君）

永並議員に申し上げます。

前回も申し上げましたように、要望とか期待という形は討論にはありませんので、今後、御注意ください。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立8：5）

○議長（福岡邦彬君）

起立多数であります。

よって、第57号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第5「第58号議案 豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川上建設環境部長。

○建設環境部長（川上和博君）

それでは、第58号議案、豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について、の件につきまして御説明申し上げます。

本件につきましては、平成24年10月23日の10月豪雨により被災した農地及び農業用施設の応急工事計画につきまして、土地改良法第96条の4第1項において読み替えて準用する同法第88条第1項の規定により、豊能町営土地改良事業を施行することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の右のページをお願いします。

事業名でございますが、平成24年10月23日の10月豪雨による災害復旧事業でございます。

総事業費は389万1,000円でございます。事業施行場所としましては、豊能町牧中田7番地の3、他3件でございます。農地が2件、道路が1件、水路が1件の合計4件でございます。

事業期間といたしまして、平成24年12月から平成25年4月までとするものでございます。

事業内容は、平成24年10月23日の10月豪雨により被災した農地（畦畔を含む。）でございます。及び農業用施設（農道・水路）の復旧を行い、従前の効用を回復するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただきまして、御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第58号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第6「第59号議案 平成24年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

第59号議案、平成24年度豊能町一般会計補正予算の件について、御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度豊能町一般会計補正予算（第6回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に382万6,000円を増額し、歳入歳出それぞれ63億1,792万3,000円とするものであります。

補正の款項の区分、金額並びに補正後の金額は、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」によります。

第2条といたしまして、繰越明許費でございますが、3ページの「第2表繰越明許費」をごらんいただきます。

災害復旧費のうち、今回、補正いたしません工事については、年度内に完了することができないため383万6,000円を繰り越すものでございます。

それでは、今回の補正の内容について、歳出から説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

総務費、一般管理費の積立金につきましては、今回の補正の財源調整といたしまして、財政調整基金積立金を6万5,000円減額するものでございます。

災害復旧費の耕地災害復旧費は、第58号議案で説明いたしました、耕地災害復旧事業の経費を増額するものでございます。

次に、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

耕地災害復旧事業に係ります受益者分担金と府補助金でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第59号議案は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は14時45分とさせていただきます。

（午後2時26分 休憩）

（午後3時10分 再開）

○議長（福岡邦彬君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7「第5号議会議案 豊能町議会会議規則改正の件」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小寺正人議員。

○5番（小寺正人君）

第5号議会議案、豊能町議会会議規則改正の件。豊能町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月20日提出。

提出者、豊能町議会議員、小寺正人。

賛成者、同、山下忠志、同、高尾靖子、同、井川佳子、同、秋元美智子、同、永並啓、同、竹谷勝、同、西岡義克。

提案理由。

地方自治法の改正に伴い、新たに会議での公聴会、参考人の制度を規定するため。

第9条につきましては、現状に合わせて会議の開始時刻を午前9時30分とするものです。

第17条第1項は、修正の動議に関する規定が地方自治法第115条の3に規定されたことに伴う改正です。

第73条第2項については、議会運営委員会の所管事務調査に関する規定が法第109条第3項に規定されたことに伴う改正です。

改正後の第14章、公聴会については、法改正に伴いまして、本会議で公聴会を開けるようになりましたので、その手続等について規定するものです。

改正後の第15章、参考人につきましては、同じく法改正に伴いまして、本会議に参考人を出席させることができるようになりましたので、その手続等について規定するものです。

改正後の第16章以降につきましては、章について2章ずつ繰り下げ、条については7条ずつ繰り下げるものです。

附則といたしまして、第73条第2項の改正は地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する政令で定める

日から施行するものです。

その他の改正につきましては、公布の日から施行するものです。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第5号議会議案は、原案のとおり可決されました。

日程第8「第6号議会議案 豊能町議会委員会条例改正の件」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小寺正人議員。

○5番（小寺正人君）

第6号議会議案、豊能町議会委員会条例改正の件。豊能町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月20日提出。

提出者、豊能町議会議員、小寺正人。

賛成者、同、山下忠志、同、高尾靖子、同、井川佳子、同、秋元美智子、同、永並啓、同、竹谷勝、同、西岡義克。

提案理由。

地方自治法の改正に伴い、委員の選任等について規定するため。

委員の選任方法につきましては、これまで地方自治法に規定されておりましたが、

同法の改正に伴い、法律ではなくて条例で規定することになったため、条例を改正するものです。

改正後の第7条第1項、第2項については、法第109条第2項に規定されておりました。改正後の第7条第3項につきましては、法第110条第2項に規定されていたものです。

附則といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行するものです。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第6号議会議案は、原案のとおり可決されました。

日程第9「第7号議会議案 豊能町議会政務調査費の交付に関する条例改正の件」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小寺正人議員。

○5番（小寺正人君）

第7号議会議案、豊能町議会政務調査費の交付に関する条例改正の件。豊能町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改

正する条例を次のように定める。

平成24年12月20日提出。

提出者、豊能町議会議員、小寺正人。

賛成者、同、山下忠志、同、高尾靖子、同、井川佳子、同、秋元美智子、同、永並啓、同、竹谷勝、同、西岡義克。

提案理由。

地方自治法の改正に伴い、政務活動費の交付について規定するため。

改正理由の一つ目は、地方自治法の一部改正に伴いまして、政務調査費から政務活動費に交付対象が拡大されたことです。

改正理由の二つ目は、これまで会派を対象としていたものを議員の職も対象とするものです。

改正後条文について説明します。

第2条につきましては、政務活動の経費の範囲を条例の別表で規定したものです。

これまでの政務調査費は、規則で用途基準を規定しておりました。

第5条につきましては、議員に係る政務活動費の額について規定しております。

なお、第4条第4項の規定により、会派において同一議員と重複して交付することはできません。

第6条は、会派の届出について、第7条は会派等の通知について、改めて規定したものです。

第10条第6項は、議員の政務活動費の返還について、新たに規定しております。

第11条第3項は、議員が議員でなくなったときの収支報告書の提出について、新たに規定しております。

第12条は、政務活動費の適正な運用を期するために議長の役割を規定しております。

その他、文言の整備を行っております。

附則といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定

する政令で定める日から施行するものです。以上です。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。
（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。
これより採決を行います。
本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。
よって、第7号議会議案は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議会活性化特別委員会の閉会中の所管事務調査について」を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第73条の規定により、閉会中の所管事務調査といたしたい旨、議会活性化特別委員会委員長より申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

異議なしと認めます。
よって、閉会中の所管事務調査は、委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議会運営委員会、広報特別委員会、交通特別委員会及び議会活性化特別委員会より、閉会中の審査申し出があります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

異議なしと認めます。

よって、閉会中の審査を許可いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

どうも長い間、御苦勞さまでした。

最後になりましたが、いいお年をお迎えください。

ありがとうございました。

散会 午後3時22分

※平成24年度第5回定例会は、平成24年12月28日午後5時00分をもって自然閉会した。

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第54号議案 平成24年度豊能町一般会計補正予算の件

第56号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件

第57号議案 職員の退職手当に関する条例等改正の件

第58号議案 豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について

第59号議案 平成24年度豊能町一般会計補正予算の件

第5号議会議案 豊能町議会会議規則改正の件

第6号議会議案 豊能町議会委員会条例改正の件

第7号議会議案 豊能町議会政務調査費の交付に関する条例改正の件

議会活性化特別委員会の閉会中の所管事務調査について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 6番

同 7番